

〔報告1〕

植民地期釜山の議会と日本人

洪 淳 権

(東亜大學校 人文大學 史學科 教授)

目 次

1. 植民地朝鮮の地方行政と釜山府の位相
2. 1910～20年代の釜山府協議会と日本人協議員
3. 1930年代の釜山府会と日本人議員
4. 結び ー植民地朝鮮における日本人中心の地方政治の淵源と意味

1. 植民地朝鮮の地方行政と釜山府の位相

日本の植民地時期における朝鮮の府は、基本的には官治行政であったが、同級の郡行政とは違って、形式的ではあるが地方行政の自立性とある程度「自治的」機能が保障された特殊行政区域であった。制限的ではあるが、このような府行政の自立性を部分的に保障された機構が「府協議会」と「府会」であった。諮問機関である府協議会は、1920年地方制度改定を通じて選挙制に、1930年末地方制度改定を通じて議決機関の府会と変わった。しかしながら議決機関の府会においてもその議長は、団体長である「府尹」が兼任したため、純粋な意味での地方自治機構ではなかった。したがって、日帝時期の地方制度に関するこれまでの研究は、府・面協議会あるいは府・邑・道会などがもっている地

方自治機構としての虚構性を明らかにするところに力を入れてきた¹。しかし、このような団体が、地方行政に対しどういった機能があったのか、また地方政治と地域社会へどういった影響を及ぼしたのか、などこれら団体に対する社会構造的な分析と究明は、まだ足りないのが実情である。

日帝時期の特殊行政区域である府は、1914年府制実施当時、全国12府だったが1930年以降増え続け、日帝末期には全国22府となる。その中で釜山府は、1945年前まで京城[♣]に続く全国で2～3位の大都市であると同時に、府民の中で日本人人口比率が一番高い都市でもあった。したがって在朝日本人の政治的関心が一番高かった地域の一つでもあり、府協議会に対する府民の関心も高く、府協議会の政治的役割も重要であると認識されている。

本稿の目的は、植民地期における日本人の釜山府協議会と釜山府会への政治参加を中心として植民地期の在朝日本人の地方政治活動に関する実状を把握することにある。これは、植民統治下のいわゆる「協議会」または「府会」内の権力関係のみならず、地方社会の権力構造を具体的に解明するために必要な作業である。したがって、本稿では特に1920～1930年代の府協議員や府会議員の社会経済的基盤と構成をベースとし、彼らの政治的活動の民族的・階層的性格を明らかにする。この作業を通じて植民地朝鮮における地方政治の普遍的性格と地域的特殊性を解明しようとする。

2. 1910～20年代の釜山府協議会と日本人協議員

1914年府制の施行と共に釜山府に設置された釜山府協議会の構成は、1920年地方制度が改定される前まで任命制で施行された。1910年代釜山府協議会は、

1 この分野に関する代表的な研究としては、姜東鎮『日帝의 韓国侵略政策史』（ハンギル社、1980年）と、ソン・ジョンモク『韓國地方制度・自治史研究（上）』（イルジ社、1992年）がある。

♣ 訳者注：京城は、今のソウルである。

朝鮮人4名、日本人8名など総12名の協議員の構成であった。朝鮮人は、主に開港場の貿易により成長した草梁[♣]客主[♣]と一部の地主層が参加し、日本人協議員は、主に府制施行以前から釜山の日本人居留民団の団長と議員として構成され、彼らは開港以降釜山へ渡り、貿易や水産業、不動産などへ投資し成功した商業資本家と地主であった。1910年代の釜山府協議会は、植民統治の協力者として一部の朝鮮人勢力家を受け入れ、また日本人居留民団解体による不満を解消するために作ったもので、文字通り形式的な諮問機関であるため、実際に政治的な影響力を行使できる機構ではなかった。

1919年3・1運動以降[♣]、地方制度の改定は、地方都市、特に日本人が集中している釜山で、地方政治の新しい変化があった。すなわち日帝は、1920年7月府制を改定し、釜山を含む全国の府で府協議員選挙を実施させることになった。府協議員選挙は、面協議会員選挙とともに3年毎に、11月20日、全国的に実施された。1920年代を通して釜山府協議会のメンバーは20～30名の協議員で構成されるが、その中で毎期当選した朝鮮人協議員数は2～4名で、彼らは日本人が中心となった「協議会」の飾り物に過ぎなかった。

1920年代釜山府協議会の協議員の絶対多数を占めるのは、民族と関係ない商工業資本家達であった。その中で朝鮮人当選者の主要業種（産業）をみると、客主と米穀商、精米業、また酒造業などであった。その反面、日本人当選者は、貿易と雑貨商、造船、土木、食品業に従事する商工業者が多数を占めている。このような協議会構成の傾向は、1920年代後半以降専門職従事者が増えることで多少の変化はあったが、基本的な枠組は維持された。特に、日本人商工業者の大多数は、開港以降釜山へ移り、土着化した「地元勢力」として釜山商業会議所と学校組合など釜山地域の各種社会団体にも強い影響力を持つ勢力家であった。彼らはいわゆる「有志」と呼ばれた。この有志層のコア人物が、植

♣ 訳者注：草梁は、釜山の一地名である。現在の釜山駅がある付近。

♣ 訳者注：客主は、比較的高価な物品の売買・仲介業務に携わる商人。

♣ 訳者注：‘3・1運動’とは、日本の植民地支配からの解放を求め、朝鮮の一般市民が全国で展開した「反日帝・反植民支配」運動である。1919年3月1日に始まった。

民地期釜山の「3巨頭」と呼ばれた香椎源太郎、大池忠助、迫間房太郎である。このうち、香椎と大池は、1910～1920年代釜山府協議会の協議員として経済面だけではなく、政治的にも強い影響力を行使した。

1920年代の釜山府地域社会における最も重要な政治的議題は「電気府営化」問題だった。釜山府協議会内の政治的葛藤も外見上「電気府営化」問題の解決法案を取り巻く対立の様子であった。大衆的世論と一般府民の支持を得ていた電気府営化勢力（期成会派）は、釜山府協議会での主導権を握り、形式的には釜山府協議会が電気府営化運動を主導する形となった。しかし香椎源太郎など釜山府協議会内の釜山商業会議所のコア勢力は、これに対し対立的な立場をとった。特に、彼ら釜山府と電気会社間の協商過程で過度な売却条件を出すことで、結局「電気府営化」が白紙化する一原因となり、これによって電気府営化問題が終息された以降も派閥間対立は解消できなかった。

1920年代府協議員の選挙制は、様々な矛盾を抱えていた。何よりも府税5円以上納税者に限定した制限選挙規定は、朝鮮に居住する多くの日本人の政治参加を排除しただけでなく、民族的次元からみて経済力で絶対的劣勢にあった朝鮮人側にとってはきわめて不利に動いた。釜山府の場合、朝鮮人側は総人口対比有権者比率が0.5%にも及ばなかった。その結果、全体の協議員に占める朝鮮人協議員の構成比は1920年選挙の時に20%まで及んだ後、低下し続け1929年選挙では10%にも及ばなかった。また日本人の場合、実際の有権者は日本人全体人口の2～3%（日本人全戸数の10%程度）水準に過ぎなかったため、選挙制に対する不満を持った日本人も多かった。さらに府協議会は議決権がなく、民意を反映するには力不足であるという世論も強かった。

1930年末の地方制度改定は、部分的にはこのような問題点を解決するためのものだった。「府協議会」という名称を「府会」に改称し、議決権を与え、選挙権者の基準も府税の概念を拡大することで多少緩和した。しかし府会の議長は府尹だったため、官治行政としての基本的な性格は変わらなかった。ただ府会に、議決権が与えられたことや副議長を新しく設けたこと、また府会議員の

中から選出するようにしたことなど、府会議員の権限と位相は1920年代の府協議会の時より相対的に高くなった。

1920年代の釜山府協議会は、協議会構成において日本人側が圧倒的多数を占めていただけではなく、実際の協議会運営の主導権においてもすべて日本人側が握っていた。その反面、朝鮮人協議員は数的に劣勢であったし、府政運営や政治的活動において独自性が無かったため、日本人協議員の付属物のように映っていた。釜山府の場合、日本人側の主導性が確実だったので、諮問機構としての自立性と府政に対する府協議会の影響力は、他の都市における府協議会のそれより高かった。特に1920年代の釜山府協議会は、事実上、自治制の実施要求運動において市民運動（府民運動）の求心点の役割を果たし、電気府営化運動を引っ張って行った。たとえ法律上では諮問機関に過ぎないが、当時選挙制で当選した日本人議員らは、民意の代弁機関を自任しながら、「民衆運動」を通じて釜山府と総督府の政策方針に圧力を加えるほど活発な政治運動を展開したのである。

3. 1930年代の釜山府会と日本人議員

1920年代は、日本の政党内閣制が定着し、民衆運動が政治的影響力を発揮した期間だった。1925年日本では、普通選挙法が通過し、3年後に初めての普通選挙が実施される。このような日本国内の政治的变化は、1920年代の植民地朝鮮の地方政治にも影響を及ぼした。1920年代の地方選挙実施と都市での「民衆運動」の展開など、地方社会での有志層を中心とした政治運動が活発となった。1920年代府協議会を通じて政治的進出を狙った全国各地地方都市の有志層は、自分達の政治参加の拡大のために府協議会を議決機構化し、選挙権者を拡大することを植民地当局に要求した。これらの点からみて1930年末の地方制度の改定は、日本国内の政治的变化と連動し、1920年代の植民地空間において拡大さ

れた地方勢力の政治的進出欲求を反映したものであると言える。

1930年末地方制度の改定により諮問機関であった府協議会が議決機関の府会に変わると同時に、従来の学校組合の機能が府会へ吸収されることで地方行政に対する府会の影響力が強くなり、その機能も強化された。このように地方社会での府会の位相が高くなることによって、府会に進出しようとする地方勢力達、すなわち地方有志間の競争はより激しくなった。

しかし1929年世界恐慌を基点に、帝国主義日本の国内政治状況は新しい局面へと変わった。1930年代に入って発生した「統帥権干犯問題」と1931年の軍部クーデター「3月事件」などをきっかけに日本帝国主義はファッショ化の道を開いて行き、このような日本国内の政局変化を反映し、浜口内閣の陸軍大臣だった宇垣一成が朝鮮総督として赴任した。1931年9月日本帝国主義はついに満州を侵略し、1937年日中戦争を起した。

1930年代の日本内の政局変化と大陸侵略戦争は、日帝の朝鮮植民政策にも一大変化をもたらした。これを、釜山府会の歴代議員選挙と彼らの政治形態を通じてみると以下のようなようである。

1930年代釜山府会の議員定員は人口増加と共に増え続け、1931年選挙では33名だった釜山府会議員定員が、1936年9月補欠選挙以降に39名になった。朝鮮人側の議員構成比は、1920年代と同じく絶対的劣勢だったが、最小1/4の議席を保障する改定府制の規定により1931年と1935年選挙では総議席の25%を占める水準を維持することが出来た。1936年府域の拡張の結果、1939年5月総選挙では初めて全定員の1/3を超える15名の当選者（約38.5%）を出すことが出来た。しかし1930年代前半をみると、民族別議席数の格差が多少縮まったが、依然として議席数の絶対的優位を確保していた日本人議員側の主導性は決して下がらなかったし、従来通り府会内での朝鮮人議員達の主張と役割はしばしば無視された。

1930年代の釜山府会議員達の構成は、商工業者達の数的優勢をみせていたが、1920年代と比べると職業上多様な社会階層が府会へ進出していた。特に、

元官僚や医者、弁護士など専門職の進出が活発だったし、他にも一部地主層も参加していた。また商工業従事者における職業も多様化し、全体的には府会内の職能代表性が強化される趨勢もみられる。このような変化は、朝鮮人議員と日本人議員の全てに共通の現象であった。

1930年代の釜山府会の議員活動は、予決算案の儀礼的審議など通常の府会業務を除けば、1920年代と比較してむしろ沈滞不振化した。1920年代のように「民衆運動」（府民運動）を主導するなど民意を代弁する役割はみられない反面、府政を取り巻く派閥間の利権争いと府会内の権力闘争の姿がより鮮明であった。1939年5月総選挙直後の副議長選出を取り巻く不正選挙運動はその代表的な事例である。結局大多数の議員がこの事件に巻き込まれ、当選無効となった。再選挙により府会が再構成されたが、破局へと進む府会は、日帝が当初とり上げた「地方自治」機能をこれ以上行えない形式的な機構へと転落してしまった。1930年代の釜山府会がこんなに無力化されたのは、府会自体の矛盾もあるが、1931年満州侵略以降強化された日帝のファシズム体制による政治的傾向も重要な働きをしたと思われる。

朝鮮人と日本人の協力関係も時期によって差がみられる。第1期に、多少独自の傾向をみせた朝鮮人達の結束は、1934年総辞退事件をきっかけに急激に弱化し、1935年第2期選挙以降には、日本人議員達の派閥的政治形態に便乗する傾向をみせた。日中戦争以降の戦時体制下では、府会が官の付属機関に転落する過程で、日本人議員達とともに朝鮮人議員達も副議長不正選挙に巻き込まれ、釜山府の場合、1939年8月再選挙が避けられない状況にまで至ったのである。

要するに、1920年代の釜山府協議会と同じく1930年代の釜山府会の場合も、議員構成においては、日本人側が圧倒的多数を占めていただけではなく、実際の議会運営の主導権は、全て社会的最上層を構成している日本人側資産家階級が握っていた。その反面、少数派である朝鮮人議員達は、結束を通じて府会内での位相を高めようと努力したが、いつも失敗に終わった。大多数の朝鮮人民衆と日本人民衆は、実際の府政の運営から除外され、府会は一部の上層階級の

日本人達と彼らと密着し親日朝鮮人達、すなわち地方社会の有志層の利益を代弁する地方権力の象徴的役割に留まってしまった。

4. 結び

－植民地朝鮮における日本人中心の地方政治の淵源と意味

植民地期の朝鮮に居住していた一部日本人達は、府協議会（府会）のような地方の政治的空間を通して自分達の政治的影響力の拡大を謀った。地方の有志または地元勢力と呼ばれた彼らは、府協議会（府会）の選挙権を持つ地方の勢力ある成人男性で、日本人戸数の10%程度の水準に属する最上層の資産階級集団であった。

彼ら日本人達が、地方の政治勢力として発展し始めたのは、植民地期以前の「居留民団」の時であった。1905年11月いわゆる「乙巳条約」[◆]を強制締結した日本は、1906年統監府を設置し、大韓帝国の内政に対する干渉と統制を本格的に展開し始めた。日本は、朝鮮を植民地化する目的で、植民統治に適合した新しい支配体制を創出するべく、地方制度の改変を試みた。その結果、統監府支配の下、伝統的な道－府・郡系列の地方行政体制とは別に、開港場（専管居留地）管轄の理事庁が設置された。開港場都市の府尹は、理事庁の日本理事官の指揮を受けることになったため、事実上朝鮮の地方行政体系は、二元的構造を持つようになった。すなわち、釜山府のような開港場都市の日本居留地では、この時期から郡行政とはまったく別の「自治的地方行政制度」が実施されたのである。

この前に日本は、1905年3月に居留民団法を公表し、海外日本人居留地で居留民団制を実施した。開港以降、専管居留地が設定されることになり、釜山な

◆ 訳者注：「乙巳条約」とは、日本が朝鮮の外交権を奪うため、1905年11月に強制的に締結させた条約。

ど開港場の日本人達は、治外法権の特権を受けてきたが、「居留民団法」の実施と共に、彼らの居留地は日本政府が統治する自治区のような性格を持つようになった。1906年の理事庁設置は、この居留民団の設置と運営を大韓帝国の法律で裏付けるためであった。居留民団制の実施は特に、釜山地域日本人社会の発展において特別な意味を持つことになるが、何よりも居留地日本人達の自治行政が法律的に保障された点が挙げられる²。

居留民団法によると、居留民団は自らの機関により自らの責任下で事務を行い、居留民会は選挙と選任により、組織された。また居留民団内では、このような自治行政を実現するために議決機関である居留民会以外にも、執行機関の参事会、居留民団長と補助機関である民団吏員を設けるようになっている。居留民団条例は、居留民会議の議決により制定、改廃される。居留民団条例は、自治体が自治権能に基づき発する命令であるため、その自治行政権の客体である民団の団員、準団員はこれに拘束され、これを遵奉しないといけなかった。居留民団財産の管理及び処分に対しては、居留民会の議決を必要とした。

このような居留民団に対し、居留民団所属の日本人達は、大体それが本国の市町村と比べ決して遜色のない自治的地方行政機関として理解し、大きな自負心をもって³。居留民団の民会は、出身地や居住地域、職業など自分の支持基盤を持っている地方の「有志」達で構成されていた。このような人的構成は、選挙制が実施される1920～30年代の府協議会または府会の議員構成と、その原理上大きな違いはない。また1914年の府制実施以前、居留民団で居留民会

2 もちろん1905年以前にも釜山の日本人居留地において自治組織の形態はあった。開港前の1873年釜山倭館に保長頭取を設け、官庁と人民の間で事務を取扱い始めたのが、自治行政の始まりとして指摘されている。そして1881年になると居留地制度を發布し、居留地会議員を設け、保長頭取を居留地総代と変え、総代役所を設け団体事務を執行させることで日本人社会内の本格的自治行政の発展をみることとなった。1902年には総代役所を居留地役所と変え、総代を民長と改称し、1905年居留地役所をまた変え居留民役所とし、その後居留民団法が施行することで、1906年8月居留民団を設置し、その区域を拡張したのである（釜山府『釜山府勢一斑』1917年、4頁）。

3 「居留民団は、元々朝鮮、中国両国に居留する我同胞自治のため設けたもので、民団法により自治機関を組織し、我母国の市町村に比べ決して遜色のない宛然一部の地方行政機関である。」（高尾新右衛門編『元山発展史』1916年、600頁）。

議員として活動した人物の中では、その後府協議会と府会に進出し、重要な役割を果たした人物も多い。この意味で1906年から1914年3月まで存続した居民会は、以降の府制下の府協議会の母体となったと思われる。

1910年8月、日本が朝鮮を強占し、日本領土に強制編入されることで、朝鮮内の日本人居留地と日本人居留民団は、事実上不必要となり、ついに1914年4月1日「府制」の施行とともに撤廃された。府制の実施に対して、在朝鮮日本人達は批判的であったが、その大きな理由は、新しく設けられた府制が従来の民団制下のような日本人達の自治権を保障してくれなかったからであった。この時から釜山を含む朝鮮各都市の日本人達は、地方自治の回復を要求する運動を展開し続けた。彼らの努力は、1920年と1930年代に、彼らの「地方自治要求運動」を通じてある程度の成果が達成される。特に1920年代彼らの「地方自治要求運動」を通じて民衆を動員する「府民大会」により自分達の政治的影響力を急速に拡大していった。1920～30年代のいわゆる「派閥」間の対立は、このような政治運動の副産物であった。

しかし、1920年代に絶頂に達した有志達の地方自治要求運動と派閥間の対立という釜山地方勢力の大衆運動は、1930年代に入ると、国内外政局の変化と共に徐々に無力化していった。特に、1937年日中戦争以降、地方の「自治機構」は、ほとんど無力化され、官の付属機関に転落し、これにより地方有志中心で発展していた地方自治の土台も崩壊してしまう。

植民地期朝鮮の主要都市で施行された府協議会（府会）制度は、本当の意味での地方自治とは距離があった。それは日本帝国主義が朝鮮民衆に対する植民支配と在朝鮮日本人の自治権保障という二つの目標を同時に達成するために任意的に作り上げた変形された地方議会制度であり、その基本的な性格は、官治行政に付属された擬似自治機関として評価できる。それにも関わらず日帝時代の府協議会（府会）は、日帝植民統治下地方政治の断面をみることができるといえる。ただし、各地域の府協議会（府会）もその地域社会の都市的特性、すなわち民族別勢力分布や階級構成を反映しているため、それを通じて現れる

地方政治の具体的な姿は多様だったと思われる。したがって、植民地朝鮮の地方政治の実状をより総合的に眺望し、その性格を究明するためには他の都市との比較研究が必要である。

〈付表1〉釜山府協議員 日本人協議員 身上一覧 (1914~1931年)

	姓 名	活動時期	出身地	生年月	職 業	民団	会議所	学校組合	備 考 その他経歴事項
1	迫間房太郎	1期(全) 2-1期 3-3期	和歌山	1860.1	大地主	○	○●		道會議員, 各種銀行 会社重役
2	阪田 文吉	1期(全) 2期(全) 3-1,2期	福 岡	1876.5	貿易商	○	○	○	道會議員, 府會副議 長, 釜山水産取締役, 釜山穀物商組合長
3	田中秀次郎	1-1期	福 岡	1863.1		○			
4	香椎源太郎	1期(全) 2-1, 2,3期 3-3期	福 岡	1867.6	水産業	○	○◎●		商議所會頭(1920~ 1935), 釜山水産社 長, 朝鮮瓦斯電氣社 長, 各種銀行会社社 長及重役
5	大池 忠助	1期(全) 2-1, 2,3期	長 崎	1864.6	貿易商, 海 運業	○	◎○●		民團長, 商議所會頭 (1916~1918), 帝國 議會代議士, 道議員, 繁榮會長, 各種銀行 会社重役
6	三輪 保吾	1-1期	岡 山	1866.4		○			
7	安武千代吉	1期(全)	熊 本	1866.1	弁護士	○			辯護士會長歴任
8	五島 甚吉	1期(全)	山 口	1861.1	貿易商 (穀物)	○	○		
9	河内山晶之助	1-2,3期	山 口	1875.3		○			1-3期任期開始直後 死亡
10	志賀五百枝	1-2,3期	福 岡	1852.3	釜山府第1 區總代			○	瀨州町, 草梁町, 居 留民總代歴任, 1-3 期中途交替
11	萩野彌左衛門	1-3期			貿易商及回 漕業				釜山繁榮會員 (1908)
12	石原源三郎	1-3期 2期(全)	岡 山	1874	青果物商		○		釜山食糧品社長, 商 議所副會頭 (1924)
13	窪田 梧樓	2-1期	青 森	1871.6	代書業	○			弁護士業 (1932年頃)
14	水野 巖	2-1,2期	佐 賀	1875.1	朝鮮瓦斯電 氣重役		○	○	小学校長, 商議所副 會頭 (1928)
15	小林 一郎	2-1期	岡 山	1881.6	朝鮮紡績支 配人				釜山穀物信託取締 人, 釜山實業相談役
16	戸塚己之助	2-1期	長 野	1869.1	肥料米穀海 産物蠶絹商		○		

洪 淳権：植民地期釜山の議会与日本人

17	芥川完一郎	2期(全) 3-1,2期	愛 媛	1881.9	新聞販売業				前蠶業學校長, 道會議員 (1933)
18	榎本阿津美	2-1,2期	和歌山	1882.5	質屋業				第三金融組合長(1935)
19	武久 捨吉	2期(全)	兵 庫	1878	船舶運送代理業		○●		商議所副會頭 (1918, 1920)
20	田代 直吉	2-1期							
21	山本 純一	2-1期	山 口	1863.1	呉服商	○	○		外醬油醸造業も兼る
22	山田口七郎	2-1,3,4期 3-1,2期	山 口	1872.5	貿易商, 保険代理業		◇○		
23	福島源次郎	2-1期 3-3期	広 島	1881.3	船具漁具商		○		釜山信託取締役, 釜山府船具商組合長, 商議所副會頭 (1926)
24	伊藤庄之助	2-2期	三 重		海産商		○	○	漁業組合長, 水産會評議員
25	小原 爲	2-2,3,4期 3-1,3期	京 都	1873.1	(前鐵道院副参事)		○		東京鐵道學校卒業, 水晶町總代
26	市原 千藏	2-2期							
27	川島 喜彙	2-2,3期 3-1期	茨 城		朝鮮時報社長			○	藥業新報社長?
28	大山 儀一	2-2期	岡 山	1884.2	帽子足袋製造販売				大山商店社長
29	深見彦四郎	2-2期					○		
30	本田 常吉	2-2期	島 根	1874.1	官公吏 (前職)				前釜山府尹(1919.5~1923.5)
31	吉岡 重實	2-2,3期 (3-2期)	福 岡	1891.7	会社員			○	大倉組関係倉庫会社多年勤務, 1936年9月補欠選挙当選
32	荒井 信之	2-2期	福 井		旅館業				雜貨委託販売並に海陸運搬業兼業
33	上杉古太郎	2-3,4期 3-1,2期	香 川	1888.5	活牛商		○		道會議員, 釜山移出牛組合長
34	山川 定	2-3,4期 3-1,2期	大 分	1871.3	釜山信用組合長			○	前釜山府書記
35	西條 利八	2-3,4期 3-1,2期	徳 島	1879.3	造船, 鉄工業		○◎		朝鮮鐵工業組合長, 府會副議長, 商議所會頭 (1941)
36	松岡 甚太	2-3,4期	山 口	1893.4	酒造業		○		水晶町總代
37	國司道太郎	2-3期	広 島		遊廓經營				緑町貸座敷組合有志
38	山本 榮吉	2-3,4期 3-1,2期	山 口	1873.9	木材商		○	○	大倉町總代, 釜山木材商組合長
39	樋口 利春	2-3期			会社重役				牧之島公認候補, 朝鮮拓殖會社重役, 東京大澤商會重役
40	岩橋 一郎	2-3,4期	福 岡		通関運送業		○	○	釜山穀物輪移出同業組合長 (1926)

41	田端 正平	2-3,4期	和歌山	1859.1	現商品陳列館長	○	○	○	前外務省官吏, 日本人地主會長, 商議所副會頭
42	竹下 隆平	2-3,4期 3-1期	長 崎	1881.2	農林業			○	寶水町總代
43	中島鶴太郎	2-3,4期 3-1,2期	岡 山	1880.1	農業			○	2-2期補欠選挙当選, 米釜前貿易商
44	西村浩次郎	2-3,4期 3-1,2期	東 京	1880.5	医師				府立病院長, 釜山府醫師會長
45	古賀九一郎	2-3期							
46	小坂唯太郎	2-3期			実業界重鎮				牧之島公認候補
47	矢頭 伊吉	2-3期			無盡業, 米穀小賣				慶南無盡, 二蓮商會, 不正選挙で当選取消 (1926年12月)
48	清水忠次郎	2-3期	島 根	1871.1	理髮業			○	釜山同業組合長歴任
49	平野宗三郎	2-3,4期			雜貨食料品商			○	福榮商會
50	大矢 音松	2-4期 3-1,2期	奈 良	1883.8	薬剤師			○	薬局経営, 釜山藥業組合長 (1935)
51	山田 信吉	2-4期 3-1期	新 潟		医師				鐵道病院長
52	河野 禮藏	2-4期 3-1期			遊廓経営				綠町組合推薦
53	井谷義三郎	2-4期 3-1期	和歌山	1876.6	穀物商	○	○●		元五百井長平釜山支店支配人, 商議所副會頭 (1922)
54	荒木 道男	2-4期 3-3期	山 口	1877	農業家				
55	小林 彦一	2-4期	福 井	1884.3	石炭肥料業				
56	蔭山 正三	2-4期							土城町有志會推薦
57	藤本 永吉	2-4期	京 都	1877.1	弁護士				前統監府・總督府判事
58	濱田 惟恕	2-4期	富 山	1894.5	漁業, 水産物委託販売			○	釜山漁業組合長, 前郡技手
59	白石馬太郎	2-4期 3-1期 (3-2期)	愛 媛	1882.6	製塩業			○	營繕町總代, 龍頂山神社總代・幹事長, 1936年9月補欠選挙当選
60	春日 隆英	2-4期	長 野		質屋				

資料：『在韓実業家名鑑』（日韓商業興信所, 1907年）。『在朝鮮紳士名鑑』（朝鮮公論社, 1917年）。『朝鮮人事興信録』（朝鮮新聞社, 1922年）。『釜山名士録』（釜山名士録刊行所, 1935年）。『釜山日報』『朝鮮時報』本文引用各号記事。

備考：①活動時期の数字表示は〈付表2〉に準ずる。ただし、2期（全）は1920年代の全時期を通しての在任を意味する。②民団・會議所・学校組合の各欄において、●は民団長、◎は商業會議所會頭、●は商業會議所特別委員、◇は商業會議所常務委員、○は民団委員または商業會議所評議員または学校組合委員などを意味する〔欄によりそれぞれ民団委員・商業會議所評議員・学校組合委員を意味する〕。

〈付表2〉釜山府会 日本人議員 身上一覧

	姓 名	活動時期	出身地	生年月	職 業	民団	会議所	学校組合	備考／其他／ 関連事項
1	迫間房太郎	1期(全) 2-1期 3-3期	和歌山	1860.1	大地主	○	○●		道會議員, 各種銀行 会社社長
2	坂田 文吉	1期(全) 2期(全) 3-1,2期	福 岡	1876.5	貿易商	○	○	○	道會議員, 府會副議 長, 釜山水産取締役, 釜山穀物商組合長
3	香椎源太郎	1期(全) 2-1,2,3期 3-3期	福 岡	1867	水産業	○	○◎●		商議所會頭 (1920~ 1935), 釜山水産社 長, 朝鮮瓦斯電氣社 長, 各種会社銀行社 長または重役
4	芥川完一郎	2期(全) 3-1,2期	愛 媛	1881.9	新聞販売業				前蠶業學校長, 道會 議員 (1933)
5	山田□七郎	2-1,3,4期 3-1,2期	山 口	1872.5	貿易商, 保 險代理業		◇○		
6	福島源次郎	2-1期 3-3期	廣 島	1881.3	船具漁具商		○		釜山信託取締役, 釜 山府船具商組合長, 商議所副會頭 (1926)
7	小原 爲	2-2,3,4期 3-1,3期	京 都	1873.1	水晶町總代		○		東京鐵道學校卒業, 前鐵道院副參事
8	川島 喜彙	2-2,3期 3-1期	茨 城		朝鮮時報社 長			○	藥業新聞社長?
9	吉岡 重實	2-2,3期 3-2期	福 岡		会社員			○	大倉組関係倉庫会社 多年勤務, 1936年9月 補欠選挙当選
10	上杉古太郎	2-3,4期 3-1,2期	香 川	1888.5	活牛商		○		府會議員, 釜山移出 牛組合長
11	山川 定	2-3,4期 3-1,2期	大 分	1871.3	釜山信用組 合長			○	前釜山府書記
12	西條 利八	2-3,4期 3-1,2期	德 島	1879.3	造船, 鉄工 業		○◎		朝鮮鐵工業組合長, 府會副議長, 商議所 會頭 (1941)
13	山本 榮吉	2-3,4期 3-1,2期	山 口	1873.9	木材商		○	○	大倉町總代, 釜山木 材商組合長
14	竹下 隆平	2-3,4期 3-1期	長 崎	1881.2	農林業			○	寶水町總代
15	中島鶴太郎	2-3,4期 3-1,2期	岡 山	1880.1	農業			○	2.2期補欠選挙当選, 來釜前貿易商
16	西村浩次郎	2-3,4期 3-1期	東 京	1880.5	医師				府立病院長, 釜山府 醫師會長
17	大矢 音松	2-4期 3-1,2期	奈 良	1883.8	藥劑師			○	藥局經營, 釜山藥業 組合長 (1935)

18	山田 信吉	2-4期 3-1期	新 潟		医師				鐵道病院長
19	河野 禮藏	2-4期 3-1期			遊廓経営				緑町組合推薦
20	井谷義三郎	2-4期 3-1期	和歌山	1876.6	穀物商	○	○●		元五百井長平釜山支店支配人, 商議所副會頭
21	荒木 道男	2-4期 3-3期	山 口	1877	農業家				
22	白石馬太郎	2-4期 3-1期 (3-2期)	愛 媛	1882.6	製塩業		○		營繕町總代, 龍頭山神社總代・幹事長, 1936年9月補欠選挙当選
23	五島 伍郎	3-1期	山 口	1887	肥料商		○		釜山肥料商副組合長, 1933年水飴製造業開始
24	桐岡 槌雄	3-1,2期	岡 山	1897.1	農業, 貸家業				水晶町青年會長
25	松岡源太郎	3-1,2期	福 岡	1888.9	土木請負業		○		
26	竹内 統	3-1期	長 崎	1891.1	金融業 (質屋)			○	信託会社経営
27	澤山 寅彦	3-1期			海運業, 保険代理業		○		澤山兄弟商會, 釜山船舶給水
28	中山 喜市	3-1,2期	兵 庫	1879.3	農業組合長			○	釜山日鮮農業組合長
29	田口 愛治	3-1期	大 分	1882.1	木材商, 土木建築請負業		○		榮町總代, 釜山建築土木協會長 (1935)
30	由岐 潔治	2-2期	德 島	1874.1	薬剤師				1934年3月補欠選挙当選
31	山内 忠市	3-2期	愛 媛	1879.1	釜山水産専務				前釜山府内務課長, 冷凍會社設立 (1935)
32	長富 芳介	3-2期	山 口	1881.8	医師				前慶南道衛生課長, 慶南時報主幹
33	池田録次郎	3-2期	岡 山	1872.6	小間物売買		○	○	前專賣局副事務官
34	中村 高次	(3-1期)	山 口	1893.2	造船鉄工業		○		マルタ海運會社取締役, 1934年3月補欠選挙当選
35	矢阪 一人	3-2期	熊本?	1885.7	釜山水産營業課長				
36	戒 才吉	3-2期	兵 庫	1895.3	朝鮮製藥社長		○		
37	久布白貫一	3-2期	佐 賀	1888.1	実業家			○	
38	加藤 襄	3-2期	岐 阜	1873	保険業				前理事官, 迫間本店支配人 (1925)
39	石原 誦	(3-1期) 3-2期	岡 山	1892.9	釜山食糧品専務		○		石原源三郎の子, 1934年4月補欠選挙当選

洪 淳権：植民地期釜山の議会与日本人

40	田代 虎太	3-2期	宮 崎	1891	牛皮貿易, 米穀商				
41	飯田 勝正	3-2期	山 口	1882.2	農業				釜山公立普通學校長 (1926年退職)
42	原 武一	3-2期			新聞記者				
43	倉地 哲	3-2期	岡 山	1890.7	會社員				現朝鮮瓦斯電氣庶務 課長
44	指方 那太	3-2期							
45	西尾虎之介	3-2期			金銭借貸業, 不動産売買 周旋				
46	杉野 勇次	(3-2期)	岡 山	1880.1	自動車部經 營				1936年9月補欠選挙当 選, 釜山自動車同業 組合副會長
47	井上 清磨	3-3期	山 口	1901	自動車運送 業				
48	永田 三郎	3-3期			講師				
49	長 直人	3-3期	長 崎	1886.8	組合職員				前釜山府主事
50	原田 泰藏	3-3期	山 口		酒造業				寒牡丹醸造元經營
51	富原 研二	3-3期	京 都	1876.1	商業		○		釜山雜貨商組合長, 釜山卸商同盟會長
52	河部由之助	3-3期			商業				前釜山日報社記者
53	坂口勇治郎	3-3期			菓種商				
54	町田 貞一	3-3期	東 京	1879	農業		○		前總督府農事試驗場 技師, 營繕町南部總 代, 牧之島泰山荘住 宅經營
55	山口 守一	3-3期			陶磁器商		○		
56	室井 勝吉	3-3期	福 島	1884.8	食料品商				土城町總代会幹事
57	富吉 繁一	3-3期	鳥 取	1889.2	米穀商				釜山米穀取引所監査
58	齋藤 將隆	3-3期	山 口	1895.5	會社員				朝鮮海運專務, 新日 本火災保險朝鮮駐在 社員
59	西尾 角藏	3-3期	岐 阜		雜貨商		○		釜山化粧品同業組合 長
60	藤田米次郎	3-3期	高 知	1879	組合職員				
61	小林 久	3-3期	福 井	1878.1	會社員				澤山商会 (海運業) 支配人
62	田村 録郎	3-3期	岡 山	1886	保險業				
63	井上 七郎	3-3期	福 岡	1874	菓種商				
64	三木 源吉	3-3期	兵 庫	1887	公務吏				慶尚南道水産課長
65	加地益次郎	3-3期	德 島		酒造業				大新町總代, 葡萄農 園庄經營

66	立石 良雄	3-3期	福 岡	1883.8	石油商		○◇◎	油商組合長, 京城自動車株式会社社長, 立石商店社長, 釜山卸商同盟會長, 商議所會頭 (1935~1941)
67	杉村 逸樓	3-3期	高 知	1876.6	弁護士			統監府檢事, 總督府檢事長歴任

資料：『東亜日報』, 『毎日申報』, 『釜山日報』, 『朝鮮時報』 関連記事 (本文引用)。『釜山名士録』 (釜山名士録刊行所, 1935年)。『釜山商工會議所月報』 (1931~1943年) 各号記事。洪淳權編 『일제시기 재부산 일본인사회 주요인물조사보고』 (선인, 2006年) など参照。

備考：①活動時期の数字は日帝時期の各年代と任期字数を表している。例) 「3-1期」は1930年代の第1次任期 (1931.5~1935.5)。このほか1920年代の府協議会員の経歴も同一の方式で表示した。たとえば「2-3期」は1920年代第3期 (1926.11~1929.11) に釜山府協議会員の経歴を表す。
②会議所 (商業会議所または商工会議所)・学校評議員〔の欄〕において、◎は会議所会頭、●は会議所特別委員、◇は会議所常務委員、○は会議所評議員または学校組合評議員を表している。

(許棟翰 訳・坂本悠一 修正)

